

個人町民税・県民税の主な税額控除一覧

配当割額、株式等譲渡所得割額が課されたときは、その根拠となった所得を申告することにより、所得割額から差し引いて計算されます。

税額控除（配当控除等）について

配当控除	配当の種類		課税総所得金額 1,000万円以下の部分		課税総所得金額 1,000万円以下の部分	
			町民税	県民税	町民税	県民税
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投 資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券投 資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	
外国税額控 除	国外で得た所得について、その国の所得税等を納めている場合は、一定の方法により税額から差し引かれます。					
住宅借入金 等特別税額 控除	住宅借入金等特別控除（所得税）の適用を受けた者で、所得税から控除しきれない控除額がある場合は、一定の方法により税額から差し行かれます。					
寄付金 税額控除	基本分	対象寄付金の2,000円を超える部分の金額×10%（町民税6%、県民税4%）対象寄付金の限度額は、総所得金額等の30%に相当する金額				
	特例控除分 （ふるさと 納税による 加算分）	対象寄付金の2,000円を超える部分の金額×（90%－所得税の税率）対象寄付金の限度額は、総所得金額等の30%に相当する金額。特例分の限度額は、所得割額（調整控除適用後）の20%に相当する金額。 ワンストップ特例が適用される場合は、所得税における控除に代えて申告特例控除額が加算されます。				

税額控除（調整控除）について

条件	税額控除額
個人住民税の課税標準額が200万円以下の人	いずれか少ない方の5%（町民税3%、県民税2%） ※人的控除額の差の合計額 ※個人住民税の課税標準額
個人住民税の課税標準額が200万円超の人	{人的控除額の差の合計額－（個人住民税の課税標準額－200万円）}の5%（町民税3%、県民税2%） ただし、この額が2,500円未満のときは、2,500円（町民税1,500円、県民税1,000円）とする。

※合計所得金額が2,500万円超の場合は、調整控除の適用はありません。

「人的控除額の差」は、税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除の差額のことをいいます。

控除の種類		人的控除の差額
障害者控除	普通	10,000円
	特別	100,000円
	同居特別	220,000円
寡婦控除		10,000円
ひとり親控除（父）		10,000円
ひとり親控除（母）		50,000円
勤労学生控除		10,000円
扶養控除	一般	50,000円
	特定	180,000円
	老人	100,000円
	同居老親	130,000円
配偶者控除 （一般）	控除を受ける者の所得	—————
	900万円以下	50,000円
	900万円超950万円以下	40,000円
	950万円超1,000万円以下	20,000円
配偶者控除 （老人）	控除を受ける者の所得	—————
	900万円以下	100,000円
	900万円超950万円以下	60,000円
	950万円超1,000万円以下	30,000円
配偶者特別控除	控除を受ける者の所得	配偶者の合計所得 48万円超50万円未満
	900万円以下	50,000円
	900万円超950万円以下	40,000円
	950万円超1,000万円以下	20,000円
	控除を受ける者の所得	配偶者の合計所得 50万円超55万円未満
	900万円以下	30,000円
	900万円超950万円以下	20,000円
	950万円超1,000万円以下	10,000円
基礎控除		50,000円